

# きらめき



市民活動センターあやせ  
(綾瀬市立中央公民館内)

登録団体数 124 (5月1日現在)

## 市民活動フェスタ2012 開催

ブタッコリーも応援



### フェスタで被災地を支援

市民活動を広く市民に知っていただくためのイベント“市民活動フェスタ2012”が3月4日(日)文化会館で開催され、700余名の来場者で賑わいました。イベントは次の内容でした。

- ・綾瀬市自治基本条例の講演会
- ・チャリティ映画会として「タンタンの冒険」と「犬と猫と人間と」の上映
- ・市民活動団体の協力による20団体の出店
- ・子どもたちに人気のクイズラリー



ゆるキャラも来場者を歓迎



石巻物産販売コーナー

また、今年は「東日本大震災」で大きな被害を受けた被災地の皆さんに少しでも元気を取り戻してもらおうと、綾瀬市宮城県人会、あやせ災害ボランティアネットワークのご協力により「石巻物産販売コーナー」を設けました。

取り寄せた物産品は全て完売、売上金14万500円を石巻市へお送りすることができました。皆様のご協力ありがとうございました。(取材 脇)

## オラもがんばる!!

### 第18回市民交流カフェ

2月19日、中央公民館で第18回市民交流カフェが開催されました。かながわ県民活動サポートセンターの吉田信雄さんが「震災から1年・被災地支援を見続けて」、社団法人被災者事業所復興支援室の磯田篤岐さんが「がんばっぺ石巻」をテーマに報告されました。

県が遠野市に設置した「かながわ金太郎ハウス」を拠点に三陸沿岸地域で行ったボランティア活動の様子や被災事業所の再建の厳しさがよく分かり、その後22人の参加者が「今私たちにできること、なすべきこと」について意見交換会を行いました。

これからは少人数同士での交流により、被災地の方々と細く長くつきあうことが大切なことだと改めて感じました。

(取材 近藤)



被災地支援活動の報告

共同事業には何が必要か？

2月16日(木)中央公民館で開催された「綾瀬の絆づくり～市民協働事業を考える～(綾瀬青年会議所主催)」に参加しました。

市内で活動する市民団体や市内事業者の方々20人近くの参加がありました。市役所市民協働課の職員をゲストスピーカーに迎え、「新しい公共」や新たに始まった「市民協働事業」の説明や事例の紹介の後、グループディスカッションを行いました。



“市民協働”は、自治をすすめる手段であること、協働の成果は1+1=2でなく3や4にも成り得る可能性を秘めていること

など多くの成果が期待できると思われませんが、実情はなかなか進んでいないことが分かりました。

また、NPOが安上がりの下請けになる危険性を持っていることも分かり、協働のあり方・コラボの仕方などこれから情報を集め、綾瀬での協働をすすめるために“何が必要か”を考えなくてはと思いました。

(取材 脇)

流暢な日本語で来客を魅了

“広げよう！深めよう！ともだちの絆”をテーマに第13回あやせ国際フェスティバルが2月5日文化会館で開催されました。年々参加者の数も増加し、今年は300名に届く盛大なイベントとなりました。



外国籍市民の皆さんが見事にマスターした日本語を巧みに操って自分の主張を述べたり、日本の方々も日ごろ研鑽してきた外国語を使って自分の主張を語りました。

皆さん国際交流に重点を置き、交流の場所を舞台やロビーに広げ、会場と舞台をつなぐ来客の自由な1分間スピーチなど多彩なプログラムが展開されました。

ロビーには各国ご自慢の料理も用意され楽しみました。(提供 赤瀬)



心灯して明かり消えぬ。あなたの少しの優しさを待っている人がいます 東日本大震災復興支援綾瀬プロジェクト

ご自分の団体を活動をまじえてご紹介ください。紹介内容(300字位)、連絡先、活動中写真をメール又はFAXでセンターまで。

綾瀬市録音赤十字奉仕団 コスモスの会

市民生活情報を音声で！



視覚障害者の方々に音声を通して情報をお伝えしているボランティアグループで、市役所や福祉会館の録音室を拠点に、24名で活動している団体です。

綾瀬市の官報誌、「広報あやせ」、「市議会だより」、市社会福祉協議会発行の「社協だより」、地域の話や新聞のコラム等を朗読編集した「テープ雑誌」をテープやCDにしてお届けしています。また図書等を音声収録した「テープ図書」を作成したり、直接対面で図書や資料を読む「対面朗読」も行っています。

今年も6月から「音声訳基本講座」を8回開催します。講座に参加し私たちと一緒にボランティア活動をしませんか。

声を出すことは健康にも良く気持ちいいですよ。

連絡先 0467-70-3210

ボランティアセンターあやせ



「広報あやせ」テープ制作中

エンジェルハーモニー

うたの好きなおともだち大募集！

少年少女合唱団「エンジェルハーモニー」は、ウイーン少年合唱団綾瀬公演で、アンコール曲の共演のために公募により結成された合唱団で、団員構成は幅広く小学生から大学生までです。

合唱の楽しさをたくさん子どもたちに伝えたいと考え、さまざまなイベントにも参加しています。藤田恵美さんや白井貴子さんといったアーティストの方とも一緒させていただきました。



今年5月に合唱交歓会に参加7月に第5回コンサートを開催します。

いっしょに歌ってくれるおともだちを募集しています。

練習日は月3回(土または日)市内公共施設で行っています。

連絡先 080-6757-7780

秋山



音楽、それは人と人を結ぶ♪魔法♪

ソノーレウインドオーケストラの第13回定期演奏会が、4月1日文化会館で開催されました。プログラムは2部で構成され、第1部ではヴェルディ作曲歌劇「椿姫」等3曲が、第2部ではアニメヒロインメロディー、懐かしいカーペンターズの名曲「イェスタディワンスモア」等が演奏されました。寸劇の披露、さらに子どもたちが大好きな“マル・マル・モリ・モリ”の歌と踊りも披露され、小さな子どもから大人まで楽しく音楽に酔いしれた2時間でした。



楽団は、高校生から社会人まで幅広い世代で構成され、出張演奏も行っています。

(取材 渡貴・林)

まーるい座間サポセンを訪問



今年1月に新しくなった「座間市民活動サポートセンター」を4月14日に運営委員やスタッフ16人で訪問。

場所はハーモニーホールの奥の位置にあり、円形の特長ある建屋です。天井が高く、ガラス張りとても明るく、普段は5つに仕切られたフリースペースですが、当日は交流の場になりました。

ここは「官設民営」で、市からの委託を市民で構成された運営委員会が受け、事務局やサポートボランティアが実行している。



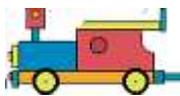
主な特長は

- ・市民からの「相談」に重点を置きニーズをここから吸い上げる。
- ・団体を自立させることが役割。
- ・いつも『原点』に戻ってどうしたいかを考えている。
- ・情報サイト(H.P)は団体皆で作る。など

ガラス張りにはインフォメーションボードを屋外からも眺められるようにしたことや、部屋には風船や花など工夫がたくさんありました。

委員長の小池さん、事務局の高島さんを始めみなさんありがとうございました。(取材 馬場)





# センターからのお知らせ

## センターに新しい機器が設置されました！

このほど、センターでは（財）自治総合センターからの助成金で、新しくカラーポスタープリンターを1台と視聴覚機器（パソコン、プロジェクター、スクリーン各2台）を設置しました。団体活動や地域活動などにご利用下さい。

利用料金は下表の通りです。

なお、カラー印刷機およびポスタープリンタの料金は6月1日より改訂させていただきます。皆様のご利用をお待ちしております。

（機器のご利用は事前予約をお願いします）



新しく設置したカラーポスタープリンター

### 【センターで利用いただける機器の料金】

利用機器	規格	料金	備考	利用機器	規格	料金	備考
カラーポスタープリンター	(規定) A0 (841 mmX1189 mm)	800円/枚	料金新規設定	カラー印刷機	A3	30円/枚	料金改定
	A1 (594 mmX841 mm)	500円/枚			A4	15円/枚	
	A2 (420 mmX594 mm)	300円/枚		印刷機	マスター	32円/枚	印刷用紙持込み
	(長尺) A0 (841 mmX*** mm)	70円/10cm			印刷	0.5円/枚	
	A1 (594 mmX*** mm)	60円/10cm		パソコンプリンター	(カラー) A3	50円/枚	
	A2 (420 mmX*** mm)	50円/10cm			(カラー) A4	30円/枚	
ポスタープリンター	(規定) 915幅 (915 mmX1314 mm)	280円/枚	料金改定	パソコンプリンター	(白黒) A3	20円/枚	
	A1 (594 mmX841 mm)	135円/枚			(白黒) A4	10円/枚	
	(長尺) 915幅 (915 mmX*** mm)	20円/10cm			(カラー) A4	30円/枚	
	A1 (594 mmX*** mm)	15円/10cm		スキャナー	(白黒) A4	10円/枚	
	A2 (420 mmX*** mm)	15円/10cm			コピー	(白黒) A3・A4	

注-1) カラーポスタープリンターおよびポスタープリンターの長尺の料金は、長さ「10cm単位」で計算します。

-2) 上記以外のパソコン、裁断機、紙折り機、丁合機等は無料です。

## NPO法が改正されました

特定非営利活動促進法（NPO法）の一部が改正され、本年4月1日より施行されました。

主な変更点は、「認証制度の見直し」と「認定制度及び仮認定制度の新設」です。

認証制度の見直しでは、特定非営利活動分野が3分野追加され20分野となりました。

詳細は、内閣府のホームページ「NPO法の改正について」をご覧ください。

## 神奈川県条例指定NPO法人制度が始まりました

神奈川県では、地方税法第37条2第1項第4号の規定に基づき控除対象となる寄付金を受け入れる特定非営利法人を指定するための基準・手続き等を定める条例を制定し、本年2月に施行しました。

条例が施行されたことにより、認定NPO法人だけでなく、その他のNPO法人への寄付金についても、県条例で個別に指定することにより、個人の住民税（都道府県民税）の4%が税額控除の対象となりました。

指定NPO法人を検討される場合には、県NPO協働推進課（TEL.045-312-1121）へのご相談をお勧めします。

【編集後記】 編集に関わりながら、企業とパートナーシップフォーラムに参加する機会がありました。企業と



NPOの協働が「ここまで進んでいるのか・変わってきているのか」と驚きました。認識不足を痛感。

「市民活動をつなぐ情報紙」としての情報収集と発信の仕方を再考させられました。（小池）

発行：市民活動センターあやせ 運営委員会

〒252-1103 綾瀬市深谷 3838 綾瀬市立中央公民館内

☎&FAX. : 0467 (70) 1232 E.メール : ayasenposc@gmail.com

開館時間 : 9:00 ~ 22:00

ホームページ : 市民活動センターあやせ

検索



休館日：毎週火・第3水曜日、年末・年始